

候補者届出予定政党配付資料
福岡県選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の実施について

1 政見放送の実施放送局及び回数について

候補者届出政党が政見放送を行うことができる放送局及びその放送局で行うことができる政見放送の回数は次のとおりです。

区分	放送局名	届出候補者数			
		1～2	3～5	6～8	9～11
テレビ	N H K	1	2	4	6
	K B C	1	1	2	3
	T V Q		1	2	3
ラジオ	N H K	1	1	2	3
	R K B	1	1	2	3
合計		4	6	12	18

(注) N H K = 日本放送協会、K B C = 九州朝日放送（株）

T V Q = (株) T V Q 九州放送、R K B = R K B 毎日放送（株）

2 政見放送の時間について

政見放送を行う時間は、候補者届出政党1団体について1回につき9分以内です。

なお、日本放送協会において、ラジオ及びテレビによる単独の経歴放送が候補者1人につき1回について30秒以内で、ラジオ放送によりおおむね10回、テレビジョン放送により1回行われます。

3 政見放送の申込みについて

- (1) 政見放送の申込みは、候補者届出政党の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは当該政見放送担当責任者の代理人（4（2）の録音又は録画の日時及び場所を選択できる人でなければなりません。）が、次の申込受付場所に出向いて行わなければなりません（別記様式1、2、3）。

なお、電子データにより政見放送申込書を作成することを希望する候補者届出政党が、実施放送局と協議の上で、衆議院小選挙区選出議員の選挙における政見放送等実施上の留意事項（令和5年7月

5日総務省自治行政局選挙部長通知)別記様式1に準じて日本放送協会又は基幹放送事業者が定める様式により、政見放送申込書を電子データで作成する場合は、当該様式に必要事項を記入の上、日本放送協会又は基幹放送事業者が定める方法により提出して下さい。

ただし、電子データを提出した場合でも、以下に掲げる放送局の受付場所において申込を行う必要があります。

- ① 選挙期日の公示日に申込みをする場合
次に掲げる申込受付時間内に行ってください。

放送局	申込受付場所及び受付時間
N H K	
K B C	福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁 県庁3階 講堂 8:30~11:00
T V Q	県庁9階 選挙管理委員会室 11:00~17:00
R K B ラジオ	

- ② 選挙期日の公示日前に申込みをする場合

供託したことを証明する書面(供託証明書)を提示して、次に掲げる申込受付時間内に行ってください。

放送局	申込受付場所	申込受付時間
N H K	福岡市中央区六本松1-1-10 N H K福岡放送局ロビー	
K B C	福岡市中央区長浜1丁目1番1号 九州朝日放送(株) 1階受付	月~金 10:00~16:00 土・日・祝日は行いません
T V Q	福岡市博多区住吉2丁目3-1 (株) T V Q九州放送1階受付	
R K B ラジオ	福岡市早良区百道浜2丁目3-8 R K B毎日放送(株) ロビー	

(2) 政見放送の申込みをする際は、必ず、申込者の印鑑(政見放送担当責任者又は当該政見放送担当責任者の代理人が申込みをする際は、

申込者の印鑑に加え当該政見放送担当責任者の印鑑）を持参してください。

(3) 政見放送の申込みをしなかった候補者届出政党については、政見放送を行わないことになりますので注意してください。

(4) 候補者届出政党等の政見の録音又は録画に出席する者で次の①及び②に該当する人は、政見の録音又は録画を行う場合において、あらかじめ提出された録音用原稿について実施放送局が録音した物（以下「録音物」といいます。）を使用することができます。

① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者で、同法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、音声機能若しくは言語機能の障害（以下「音声機能等の障害」という。）の程度が 3 級若しくは 4 級である者として記載されているもの又は音声機能等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 9 条第 1 項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明したもの。

② 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、同法第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、音声機能等の障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の第 2 項症から第 4 項症までである者として記載されているもの又は音声機能等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和 38 年政令第 358 号）第 5 条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明したもの。

(5) 録音物を使用しようとする場合には、政見放送の申込みと同時に、候補者届出政党の政見の録音又は録画に出席する者本人が録音物使用申請書、録音用原稿及び出席証明書を実施放送局に提出して下さい（別記様式 7-1、7-2、7-3）。なお、政見放送の録音及び録画を行わない実施放送局に対しては、提出する必要はありません。

(6) 録音用原稿は、2,500 字以内で作成し、固有名詞等については、ふりがなをつけて下さい（ふりがなは、字数に含まれません。また、句読点及び中点、（）、「」などの記号も字数には含まれません。）。

4 放送局における政見の録音又は録画について

(1) 録音又は録画の回数

政見の持込みを行わない場合に、候補者届出政党が放送局において行う録音又は録画の回数は、次のとおりです。

放送局	届出候補者数	録音・録画の回数		備考
		録音	録画	
N H K	1人～8人まで	0回	1回	録音は、録画したものを使用して行われます。
	9人～11人まで	0回	2回	
K B C	1人～8人まで		1回	
	9人～11人まで		2回	
T V Q	1人～8人まで		0回	放送は、K B Cが録画したものを使用して行われます。
	9人～11人まで		0回	
R K B ラジオ	1人～8人まで	0回		放送は、K B Cが録画したものを使用して行われます。
	9人～11人まで	0回		

(2) 録音又は録画の日時及び場所について

録音又は録画を行う日時及び場所は、原則として政見放送の申込みの際、その受付順に、放送局があらかじめ定めた日時及び場所のうちから候補者届出政党等の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは当該政見放送担当責任者の代理人の選択により決定されます。候補者届出政党等が、正当な理由がなく、決定された録音又は録画の日時及び場所に出向かなかったときは、政見放送は行わないことになりますので注意して下さい。（別記様式8）。

(3) 録音又は録画の方法

- ① 録音又は録画を行う時間は、打合せ、化粧及びリハーサル時間を含めて90分以内です。
- ② 録音又は録画は、単独方式、対談方式又は複数方式のいずれか1つの方式によって行われます。いずれの方式によるかは、候補者届出政党において決定し、政見放送の申込みの際に録画（録音）方式届により届け出でください（別記様式4、5、6）。
- ③ 録音又は録画を行う場合において、他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、また、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、いやしくも政見放送としての品位を損なう

言動はしないようにしてください。

- ④ 録画を行う場合においては、次の点に注意してください。

ア 服装

通常着用する服装とし、特別の意味のある文字その他の意匠の入ったものは着用できません。また、服装の色については、紺、茶、グレー系統のものが適当です。

イ 服飾品

たすき、はちまき、腕章は着用できません。また、造花、アクセサリー等の服飾品で社会通念上相当と認められるもの以外は着用できません。

ウ 持込品

放送用原稿以外は認められません。放送用原稿の字数は、通常のニュース放送の場合は、9分で2,500字程度ですので参考にしてください。

なお、プロンプターを持ち込む場合には、画質や音質に影響を及ぼさないか確認する必要があるため、事前に実施放送局にお尋ね下さい。

エ 化粧

原則として放送局においてテレビ用の化粧をします。放送局以外の者がする候補者（立候補予定者）の化粧については、大仰なメイキャップ、ふん装的なもの以外は差し支えありません。

- ⑤ 3(4)の録音物の使用方法等については、政見放送の録音又は録画を行う実施放送局にお尋ねください。

なお、録音物の使用は1回に限られ、2回以上に分けて使用すること等はできません。

- ⑥ 録音又は録画の本番に入ったときは、放送設備の事故その他特別の事情がある場合を除き、撮り直しは行われません。

- ⑦ 録音又は録画を行う場合において、政見放送の時間9分を超過したときは、その録音又は録画は遮断されますので注意してください。

- ⑧ 録音又は録画を終了した後においては、その内容を変更することはできません。

5 持込みに関する事項

- (1) 実施放送局における政見の録音又は録画を希望するか、持込みを希望するか、また、テレビ用の政見の録画を持ち込む場合には、ラジオ放送による政見放送について、ラジオ用の政見を持ち込むのか、テレビ用の政見の録画の音声をそのまま使用するのか、あるいは局録音を行うのかについては、候補者届出政党等が選択し、政見放送申込書に明記して下さい。

- (2) 実施放送局に持ち込むことができる政見の種類は、実施放送局における放送回数が1回であるときは1種類（正副2本）、放送回数が2回以上であるときは2種類（正副各2本計4本）です。実施放

送局における放送回数が 2 回以上であって、2 種類の政見を持ち込む場合には、その区別を明示して持ち込んで下さい。また、政見放送の日時を定めるくじの終了後、それぞれの放送時間にいずれの種類の政見を放送するのかを候補者届出政党が決定し、公示日の翌日の正午までに放送日時の指定の通知書により実施放送局に通知して下さい。（別記様式 9）

(3) 政見の持込みは、申込み期日（公示の日）までに行われなければなりません。したがって、政見放送の申込みを行い、かつ政見の持込みを行わない候補者届出政党については、放送局における録音又は録画を行うこととなります。

また、政見の持込みは、できるかぎり政見放送の申込みの時と同時（事前の申込みの場合は、その時と同時）に行って下さい。

(4) 候補者届出政党から政見が持ち込まれた際に、実施放送局は、当該政見が実施放送局の定める技術的基準を満たすものであるかどうかについて、技術的な審査を行います。当該政見が審査の結果実施放送局の技術的基準を満たすものとして認められない場合は、その旨当該候補者届出政党等に通知するとともに、当該技術的基準を示して再提出をお願いすることとなります。申込期日までに技術的基準を満たす政見が提出されない場合には、その候補者届出政党については、実施放送局において録音又は録画を行います。

(5) 候補者届出政党等が持ち込む政見は、著作権法に定める権利その他の権利の処理が候補者届出政党等において行われたものでなければなりません。

したがって、候補者届出政党等においては、所定の権利処理を済ませた上での政見の持込みをお願いします。

(6) 実施放送局は、公職選挙法第 150 条第 1 項により、持ち込まれた政見をそのまま放送しなければならず、放送のために必要な最小限の技術的作業の結果として生じた画質・音質の変化については、格別それ以外の内容的な編集又は変更は行いません。

なお、放送のために必要な最小限の技術的作業の結果として画質・音質の変化がありうることについて、候補者届出政党の同意をお願いします。

(7) 持込み政見の放送の際には、実施放送局は、その直前又は直後に、当該政見が候補者届出政党から持ち込まれたものであって、実施放送局は、それをそのまま放送するものである旨の放送を行います。

6 各候補者届出政党の放送の日時

(1) 各候補者届出政党の放送の日時は、選挙の期日の公示のあった日の午後 7 時から行われる衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲

載順序のくじに引き続き、福岡県選挙管理委員会が選挙管理委員会室でくじにより定めます。このくじには、候補者届出政党が立ち会うことができます。

(2) 各候補者届出政党の放送の日時が決定した後、次の事由が生じた場合は、それにより影響を受けるすべての候補者届出政党の放送の日時が順次繰り上がることになりますので注意してください。

ア 候補者届出政党が候補者の届出を取り下げ、候補者届出政党の候補者の届出が却下され、又は候補者が死亡し、若しくは候補者届出政党の候補者の届出が取り下げられたものとみなされ、福岡県における当該候補者届出政党の候補者がすべてなくなった場合において、その旨の告示があったとき。

イ 候補者届出政党が正当な理由がなく定められた政見の録音又は録画の日時及び場所に出向かなかつたため、政見の録音又は録画を行うことができなかつたことにより、当該候補者届出政党の政見放送を行わないとき。

7 政見放送持込み素材のフォーマットについて

テープ（ディスク）の持込みによる政見放送の実施にあたり、実施放送局へ持ち込む素材のフォーマットは、下記のとおりお願いします。

また、今後の作業が円滑に進むよう、事前に各実施放送局の政見放送担当者に連絡を取り、テープ持込みの日程等について打合せを行ってください。

(1) テレビ用の持込みテープの素材について
全実施放送局において、XDカムとする。

① NHKの場合

詳細は、別途配付する「政見放送のご案内」を御参照ください。

② KBC及びTVQの場合

持込みテープの素材音声については、日本民間放送連盟が定める「音声ラウドネス規準」に適合していること。

詳細は、日本民間放送連盟ホームページまたは実施放送局にお尋ねください。

(2) ラジオ用の持込みテープの素材について

① NHKの場合

XDカムとする。

※ テレビ用音声をそのままラジオ用に使用する場合、ラジオ用を別に提出する必要はありません。

② KBCの場合

SDカードとする。

8 その他

(1) 政見放送は、定められたところに従って行ってください。もし、その定めに違反したときは、政見放送は行わないことがありますので注意してください。

(2) 以上のほか、さらに細かい事項については、県選挙管理委員会又は実施放送局にお尋ねください。

各放送局連絡先

放送局	担当部局	担当者	電話番号
N H K	コンテンツセンター (編成)	西本 仁田尾	080-2364-2563 080-3967-8124 ※仁田尾に最初電話ください
K B C	報道制作局 マネジメントセンター	渡邊 田原	080-8368-5252 080-8368-5249
T V Q	コンテンツ戦略部	黒岩	092-262-0050
R K B (ラジオ)	ラジオ局編成制作部	中筋・宮岡	092-852-6618

県選挙管理委員会担当 山口 TEL 092-643-3075